

2011
平成23年版

環境報告書（II）



独立行政法人 森林総合研究所

平成23年9月

目 次

はじめに	3
事業の概要	
水源林造成事業	4
特定中山間保全整備事業	5
農用地総合整備事業	5
林道保全管理業務	5
環境配慮に係る基本的な考え方	
基本方針	6
環境配慮への取り組みに係る計画	6
環境配慮に係る責任体制	7
平成22年度事業及び環境取り組み実績	
平成22年度事業実績	8
環境の保全に資する取り組み実績	8
環境負荷の低減に向けた取り組み実績	9
環境保全意識の向上	10
情報提供及び地域との交流の促進	10
平成22年度の環境配慮実績の概要	
水源林造成事業	11
特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業	22
林道保全管理業務	31
管理部門における取り組み	32
情報公開・地域に根ざした活動	33
組織の概要	
現況	35
沿革	36
編集方針	
「環境報告書2011(Ⅱ)」は、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターが平成22年度内に実施した環境への負荷の軽減及び環境の創造に向けた活動内容を紹介するものです。	
■対象範囲 森林農地整備センター本部、整備局、水源林整備事務所、建設事業所	
■対象期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日	
■対象分野 センター本部及び地方組織で実施した環境活動を対象とします。	
■作成部署 森林総合研究所森林農地整備センター管理部企画管理課	
〒212-0014 川崎市幸区大宮町1310番ミューザ川崎セントラルタワー	
電話 044-543-2503 FAX 044-533-7277	
E-MAIL planning-07admin@green.go.jp	



はじめに

森林農地整備センターにおいては、水源かん養上重要な保安林のうち、無立木地や散生地など機能が低下している森林を計画的に整備するため、水源林造成事業を実施しており、これまで全国で約46万haの森林を造成してきました。これらの森林は、洪水防止、流域貯水及び水質浄化効果をもたらす水源かん養機能の発揮と促進を主目的として造成されていますが、二酸化炭素の吸収源や山崩れの防止、そして森林という自然環境を創造することによる生物多様性保全にも大きな役割を果たしています。

また、中山間地域において水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行う特定中山間保全整備事業等の実施を通じて、農林業の振興や水田が有する洪水防止など農用地の公益的な機能の発揮にも寄与しています。

このように各種事業の実施を通じて、農林業の発展や地域振興を図るのみならず、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、さらには災害の防止など、森林や農用地の公益的機能の発揮に貢献してきました。

水源林造成事業は、昭和36年の事業創設以来50年を経過していますが、地球環境に対する森林の果たすべき役割への期待が高まる中、適切な間伐等の実施や必要な作業路網の整備を行うなど森林の公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるとともに、効率的、効果的な事業を推進する観点から、新規契約地においては広葉樹等の現地植生を活かした長伐期の針広混交林を造成し、将来の主伐時には伐採面積を縮小、分散化する施業に限定して契約を行うことなどに取り組んでおります。

本年7月に森林・林業基本計画が変更され、森林・林業の再生の政策の方向性が示されました。水源林造成事業は多様で健全な森林への誘導のための施策として位置付けられています。また、平成22年度は第二期中期目標の期末の年度となっており、平成23年度年度を期首とする第三期中期目標においても、引き続き前述の森林整備を進めていくことが明記されています。同様に、研究開発との更なる連携や地域の森林整備に他の林業関係者と共に貢献する取組の推進などが目標に追加されており、中期計画の確実な実施を通じ、森林・林業の再生への貢献に努めて参ります。

この度、森林農地整備センターの平成22年度一年間の取り組みを「環境報告書2011(Ⅱ)」としてとりまとめました。今後とも、環境の保全を図るとともに環境への負荷が生じないような事業の実施に努めて参りますのでよろしくお願ひいたします。

独立行政法人森林総合研究所

森林農地整備センター

所長 町田 治之



事業の概要

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（以下「センター」といいます。）は、渇水や洪水を防ぐために必要な森林の水源かん養機能の確保の観点から重要な地域にある保安林のうち、水源かん養機能等が低下した箇所の森林を計画的に整備する事業やこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、農林業の振興や森林及び農用地の有する公益的機能の発揮に資する役割を果たしています。

水源林造成事業



水源地域にある水源かん養保安林等のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等人工植栽の方法により森林を造成する必要がある土地について、センターが山林の所有者及び造林者と分収林特別措置法に規定する分収造林契約を締結し、当該契約に基づき急速かつ計画的に森林の造成を行う事業であり、水源林の機能を回復させ、水源かん養機能の発揮に寄与するとともに、国土の保全、地球温暖化防止等森林の有する公益的機能の発揮に大きく貢献するものです。



【事業のしくみ】

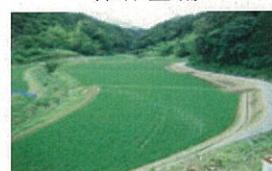


特定中山間保全整備事業

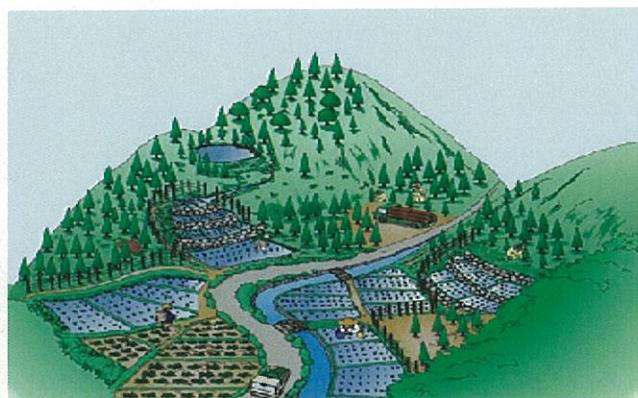
地勢等の地理的条件が悪く、森林と農用地が混在する中山間地域の農業の生産条件が不利な地域において、水源林の造成・整備と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に行う事業であり、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、水源かん養等農林地の持つ公益的機能の維持増進に資する等重要な役割を担うものです。



森林整備



農用地整備



農業用道路

農用地総合整備事業

近代的な農業経営が行われる農業地域の形成を図るために、早急に整備する必要がある農用地等が相当の範囲にわたって存在する一定の地域において、区画整理、各種土地改良施設の整備などを総合的かつ集中的に行う事業です。本事業は全国20区域において実施され、平成22年度は、そのうち完了していない4区域において事業を行っていますが、今後、新たな着工は行わないこととしています。



農用地整備



農業用道路

林道保全管理業務

廃止となった緑資源幹線林道事業によって工事中であった林道で市町村への移管が完了していない箇所について、法面緑化工事、舗装工事等の仕上げ工事を実施し地方公共団体への移管を円滑に推進しています。

仕上げ工事及び災害復旧工事等の保全工事を平成20年度から実施しています。



(小田・池川線 小田・池川区間)



(八幡・高山線 馬瀬・萩原区間)



環境配慮に係る基本的な考え方

基本方針

今日の環境問題は、廃棄物問題など身近で地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の危機など、地球的規模の問題にまで拡大するとともに深刻化しつつあります。

こうしたなか、環境問題に対応するためには、「関心あるすべての市民が参加する」（「環境と開発に関するリオ宣言」、1992年）ことが重要であり、事業者としても通常の事業活動を通じて、廃棄物問題への対応からCO₂などの温室効果ガスの排出抑制など環境への負担を低減するための取り組みはもちろんのこと積極的に環境の保全や再生に対する貢献も求められています。

このような中、管理部門における資源の消費量の削減や環境物品の調達はもちろん、環境の直接的な保全・整備に係る水源林造成事業、中山間地域において農地・林地の一体的な整備を通じて農地・林地の有する公益的な機能の維持増進に資する特定中山間保全整備事業、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図ることを目的とした農用地総合整備事業を通じて、環境への負荷の低減や環境保全に取り組んでいます。

環境配慮に係る基本方針は以下のとおりです。

- ◆ 事業(水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、林道保全管理業務)の実施において、環境の創造・保全及び環境への負荷の低減に積極的に取り組みます。
- ◆ 全職員にとって環境保全が身近なものとなるよう、意識改革を進めます。
- ◆ 環境の創造・保全及び環境への負荷の低減に係る成果は、毎年度、環境報告書として分かりやすく取りまとめ、センターのホームページで公表します。
- ◆ センターが関係する地域社会における環境への取組みに積極的に参加し、地域社会の一員としての責務を着実に果たします。

環境配慮への取り組みに係る計画

農林水産大臣の指示による中期目標(平成23～27年度)の実現のため中期計画の中で、下記のとおり環境への配慮に係る計画を策定しています。

(1) 水源林造成事業

- ① 水源かん養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に發揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

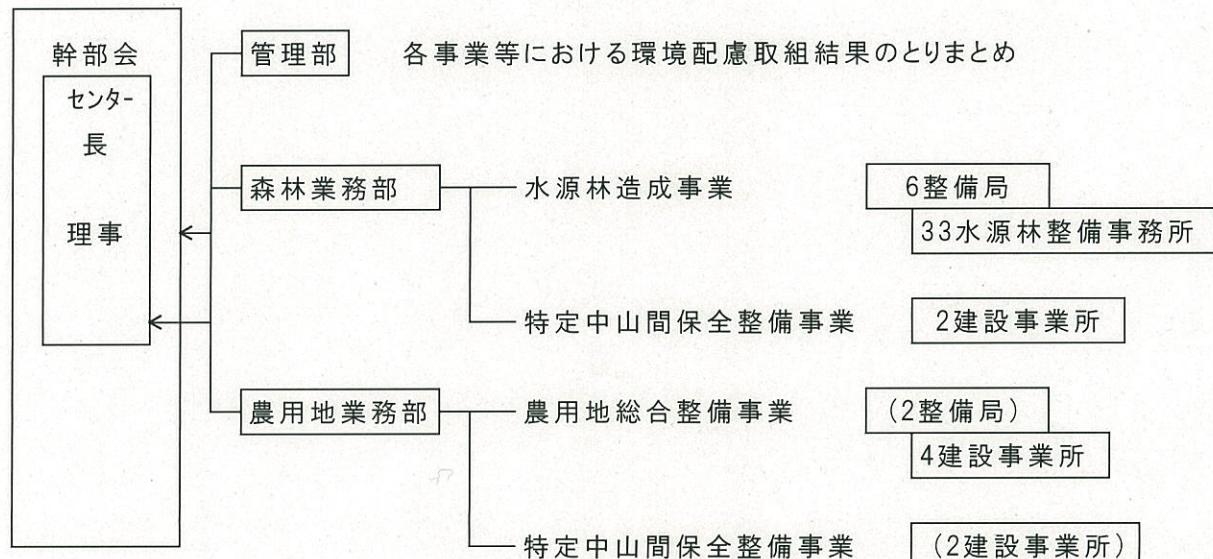
- ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。また、現地の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。
- ③ 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

- ① 必要に応じ有識者等の助言を受けながら、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施するとともに、その実施状況の検証を中期目標期間中に3件以上実施する。
- ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、中期目標期間中における木材の区域平均使用量を、平成19年度の農林道施工延長を加味した区域平均実績の1.3倍とする。
- ③ 資源の有効活用に対する社会的な要請に応えるため、農(林)業用道路に使用する舗装用再生骨材及び再生アスファルト混合物利用割合を中期目標期間中にそれぞれ70%以上とする。

環境配慮に係る責任体制

環境配慮に係る対応は、事業ごとに事業担当部署が行い、センター長、理事、幹部会が、事業担当部署からの報告を受け、最終的な意思決定を行っています。





平成22年度事業及び環境取り組み実績

平成22年度事業実績

平成22年度において、年度計画予算564億円により、以下の事業を実施しました。

(1) 水源林造成事業

植栽 2,042ha、平成22年度末植栽面積 461,702ha

(2) 特定中山間保全整備事業

森林整備 72ha、農用地整備 241.2ha、農林道整備 3.6km等

(3) 農用地総合整備事業

農用地整備 2.0ha、農道整備 19.9km

これらの事業実績により、以下の事業効果が得られました。

- ① 水源かん養機能の発揮に寄与、また、国土の保全、地球温暖化防止、その他森林の有する公益的機能の発揮に貢献
- ② 森林整備の促進
- ③ 高生産性農業の実現、農業経営の改善、土地利用の計画的な調整
- ④ 農山村の居住環境の向上、地域の活性化
- ⑤ 農山村における雇用機会の創出

環境の保全に資する取り組み実績

水源林造成事業においては、下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の造成に向けて、適切な新植・保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図ることを基本として事業を展開しています。主な実績は以下のとおりです。

(1) 水源林造成事業

① 新規契約

水源かん養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約としています。

② 新植

新植に当たっては、現存する前生広葉樹を群状等に残置し、新植箇所と前生広葉樹がモザイク状に入りじった針広混交林の造成を行っています。また、植栽は適地適木を踏まえて樹種を選定し、スギ植栽適地では少花粉スギ苗木の入手・使用に努めています。

③ 保育

除伐は、林分の状況に応じ、潔癖な伐除を避け広葉樹等を積極的に保残・活用しています。

④ 木材の利用を通じた炭素の固定等

搬出間伐の推進、間伐材等の木材を使用する丸太組工法による作業道の積極的な開設等に取り組み、木材使用による炭素固定・貯蔵の促進に貢献しました。ま

た、水源林造成地約46万ha全体では、年間約70万tの炭素の固定など直接的な環境の保全を図っています。

(2)特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

道路造成工事において、木材を積極的に使用し炭素固定の促進等に貢献しています。

環境負荷の低減に向けた取り組み実績

事業の実施にあたっては自然の改変を伴うことがあるため、可能な限り地形、動植物、景観等への影響を緩和する必要があります。このため、水源林造成事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施に当たり、環境負荷の低減に向けた取り組みを行いました。主な取り組みは、以下のとおりです。

(1)水源林造成事業

丸太組工法による作業道において切取法面高、伐開幅の抑制や間伐材等木材の有効利用を行っています。

(2)特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

① 環境調査

両生類・魚類・昆虫類及び植物等を対象に、生息状況調査を実施しました。

② 里地・里山の保全

工事施工範囲外への土砂流出を防止するため、沈砂池等を設置しました。

③ 野生生物の保護

a 移動経路の確保

側溝や排水溝から小動物が這い上がるよう、施設にスロープを設置しました。

b 繁殖への配慮

猛禽類の生息環境を保全するため、低騒音・低排出ガス型機械を使用しました。

c 生息環境の保全

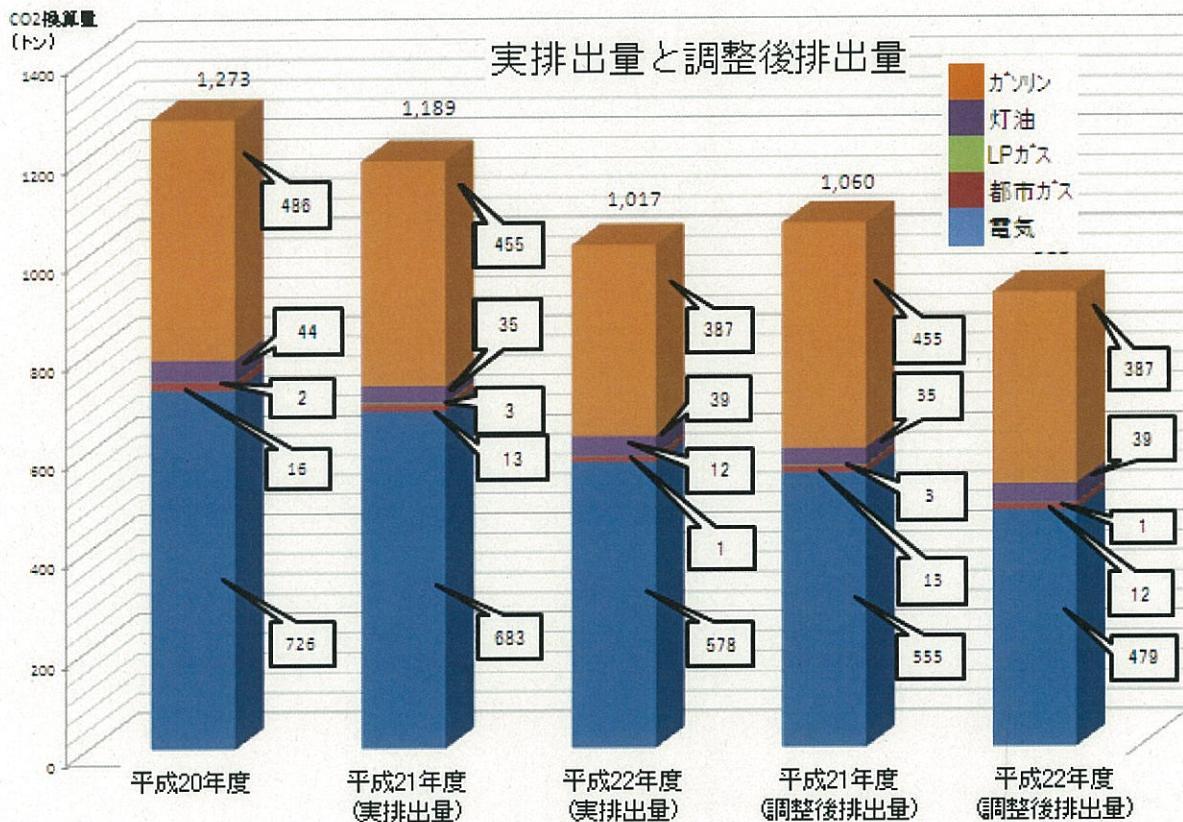
排水溝の底面を土の状態として、生息・産卵が行えるようにしました。

④ モニタリング

過年度に実施した鳥類・両生類・魚類・昆虫類及び植物を対象とした保全対策について、モニタリングを実施しました。

(3)温室効果ガスの排出削減等のために実施する対策

独立行政法人森林総合研究所温室効果ガス排出削減実施計画を平成21年11月30日に改正し、平成20年度比で平成24年度までに4%以上の削減を目指しています。CO₂排出量は、平成22年度の時点での実排出量で20.1%の減少、調整後排出量では27.9%の減少となりました。今後、更なる環境負荷軽減対策に取り組み、排出量削減に向け努めていきたいと思います。



※「調整後排出量」は、電力にかかるCO2排出量について、地球温暖化対策推進法に基づき京都議定書のクレジット等を実際の排出量から控除して算出した排出係数(調整後排出係数)を用いて算出しています。

環境保全意識の向上

各々の事業の実施を通じたOJT(On The Job Training)によるほか、環境に係る検討会等への参加により、環境保全意識の向上に努めています。また個別の工事の実施に当たり、請負業者等の関係者に対し、環境保全対策を徹底し、環境保全意識の普及を行っています。

管理部門では、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、環境物品の調達に努めた結果、平成22年度はすべての品目において100%の調達率を達成しました。

情報提供及び地域との交流の促進

環境保全対策を含む事業の具体的な内容は、ホームページに広く情報提供を行っています。森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するというセンターの役割から、旧緑資源機構時の平成16年度から毎年度「環境報告書」を作成し、ホームページに掲載することにより、環境への取り組みについて適切な情報提供を行っています。

また、平成22年度においても、全国各地で実施される関係機関の植樹祭、環境フォーラム等へ積極的に参加し、事業の内容と環境保全に貢献する事業の効果を紹介するほか、これらの環境に係る活動を通じて地域との交流を深めました。



平成22年度の環境配慮実績の概要

水源林造成事業

(1) 水源林造成事業における公益的機能

水源林造成事業は、森林の有する渇水や洪水を防ぐ水源かん養機能の確保のため、森林の整備を行うもので、森林の有する公益的機能の維持増進に資する事業です。

これまでに、我が国に広く賦存していたa 無立木地、b 散生地、c 粗悪林相地等において造成された46万haに及ぶ森林は、計画的な保育事業の実施により、水源かん養機能はもとより、森林の持つ各種公益的機能の発揮を通じ環境の保全に貢献(次頁d、e、f)してきました。

a 無立木地

ササ、カヤ、シダ等のみの生育地若しくはうつぺい度0.3未満の疎林地。



b 散生地

水源かん養機能が十分に発揮されない丈の低い樹木が散生し、ササ、カヤ、シダ等が繁茂している、うつぺい度0.3~0.5の疎林地。



c 粗悪林層地等

水源かん養機能が十分に発揮されない丈の低い樹木が大部分を占める林地や被害地。



※うつぺい度とは、一定の森林面積上で樹冠により覆われる地表面積をその地表面積で除して算出したものであり、樹冠の混み具合を表す。

平成15年度に実施した公益的機能効果の定量化方法の検討結果に基づき、評価可能な公益的機能について貨幣価値による試算を行ったところ、これまでに造成された水源林により、平成22年度に発揮された効果額は約7,750億円、事業開始時からこれまでの総累計で約15兆850億円となりました。



(植栽後の状況)



(現在の状況)

d 水源の森百選 横川山
(長野県岡谷市)



e 水源の森百選 八川水源の森
(島根県奥出雲町)



f 金山ダム上流の水源林
(北海道南富良野町)



① 水源林造成事業による公益的機能効果の試算

- 事業実施の費用(事業コスト)と事業実施による公益的機能の増加量(機能量)、代替法により貨幣換算した効果額を試算しました。
- 費用と効果の発生時期には、ずれがあります。昭和36年度の事業開始から平成22年度までに造成した約46万haに係る事業コストと公益的機能効果の総計を試算しました。参考として平成22年度単年度の試算も行いました。
- 効果額はコストを大きく上回っており、水源林造成事業は少ない事業コストで大きな公益的機能効果をもたらしています。
- 効果額の大きな項目は、「表面浸食防止効果」「水質浄化効果」「洪水防止効果」などです。
- コストの大きな項目は、「保育」「新植」などです。

【水源林造成事業のコストと公益的機能効果の試算: 平成22年度末総計(昭和36年度～平成22年度の50年間の累計)】

累積					
コスト内容	コスト (百万円)	効果内容	物理量		効果額 (百万円)
植栽費	新植	水源かん養機能	洪水防止効果	334,527 (m ³ /s) (洪水調整量)	3,007,399
	複層林		流域貯水効果	54,402,887 (千m ³) (有効貯水量)	1,800,736
	改植		水質浄化効果	54,402,887 (千m ³) (浄化水量)	3,739,110
育成費	補植	山地保全効果	表面侵食防止	1,642,865 (千m ³ /年) (土砂流出防止量)	4,859,595
	保育		表層崩壊防止	28,166 (ha/年) (崩壊軽減面積)	2,466,738
	保護管理		環境保全効果	炭素固定効果 28,615,236 (tC) (炭素固定量)	28,615
	造林用作業道				
負担金					
森林施業計画編成費					
合計	904,044		合計		15,902,193

※事業コスト(総計)は、平成22事業年度財務諸表における水源林資産額を用いました。

※公益的機能効果(総計)は、昭和36年度から平成22年度までの50年間に造成された水源林全体(平成22年度末現況)が、上記の50年間に発揮した公益的機能効果の総計を試算しています。

※昨年度の試算は、15,085,010百万円であり775,037百万円効果額が増加しています。

【水源林造成事業のコストと公益的機能効果の試算: 単年度(平成22年度)】

単年度					
環境保全コスト		環境保全効果			
コスト内容	コスト (百万円)	効果内容	物理量		効果額 (百万円)
植栽費	2,143	水源かん養機能	洪水防止効果	16,881 (m ³ /s) (洪水調整量)	151,764
			流域貯水効果	2,709,519 (千m ³) (有効貯水量)	89,685
育成費	10,887	山地保全効果	水質浄化効果	2,709,519 (千m ³) (浄化水量)	186,225
			表面侵食防止	81,855 (千m ³ /年) (土砂流出防止量)	242,128
負担金	6	山地保全効果	表層崩壊防止	1,403 (ha/年) (崩壊軽減面積)	122,855
森林施業計画編成費	97	環境保全効果	炭素固定効果	712,812 (tC) (炭素固定量)	713
合計	13,132		合計		793,370

※事業コスト(単年度)は、平成22年度の1年間に水源林造成事業に投下された事業費です。

※公益的機能効果(単年度)は、昭和36年度から平成22年度までの50年間に造成された水源林全体(平成22年度末現況)が平成22年度の1年間に発揮した公益的機能効果を示しています。

※公益的機能効果(単年度)は、過去に投下された事業コスト(904,044百万円)によって発揮されています。そのため、上記の公益的機能効果(単年度)は単年度の事業コスト(13,132百万円)だけで発揮されるものではありません。

※日本学術会議による「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的機能の評価について(答申)」(平成13年11月)による全国の森林の持つ多面的機能の貨幣評価額は約70兆円/年です。これを全国の森林面積に対する水源林造成事業面積の割合により試算すると約1兆3千億円となります。「水源林造成事業による公益的機能効果の試算」では、標準伐期齢未満の森林の機能量は林齢に比例して増加することや、保健・レクリエーション機能は試算していないことなど試算方法が異なることから、効果額に差(約5千億円)が生じています。

② モデル水源林におけるデータの収集

センターは、水源林造成事業により発揮される水源かん養機能等をはじめとする公益的機能について具体的な調査を行い、データを蓄積することとしています。

平成16年度に、兵庫県南あわじ市本庄川地区及び長野県飯田市沢城地区の2箇所にモデル水源林を設定し、平成17～18年度に行った調査方法の検討等を踏まえ、観測データの収集等を行っています。

平成22年度は引き続き、モデル水源林内及び周辺ダムでの観測を行い、データを収集しました。



(兵庫県本庄川地区モデル水源林)



(長野県沢城地区モデル水源林)

(2)針広混交林等の多様な森林の造成

水源かん養機能を重視すべき水源林は、「森林・林業基本計画」(平成13年10月策定、平成18年9月改訂)において「水土保全林」に区分されるとともに、天然力を活用した広葉樹導入により針広混交林化や、複層林の造成を推進すべきとの目標が定められています。



(針広混交林施業地)

また、「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)」においても公益的機能を高度に発揮することが求められました。

センターでは平成20年度以降、水源かん養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については契約内容・施業方法を見直し、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業内容に限定した契約とすることにしました。また、既契約分については、より公益的機能の高度発揮を図るため、長伐期化、複層林化を推進することにしました。

具体的には、新たな水源林の造成について、前生広葉樹等を保残しながら針葉樹を植栽する針広混交林施業を実施するとともに、公益的機能を高度に発揮させる必要がある森林について複層林施業による森林造成を行い、平成22年度は2,042haの新たな針広混交林及び複層林を造成しました。



(針広混交林施業地)

① 針広混交林施業

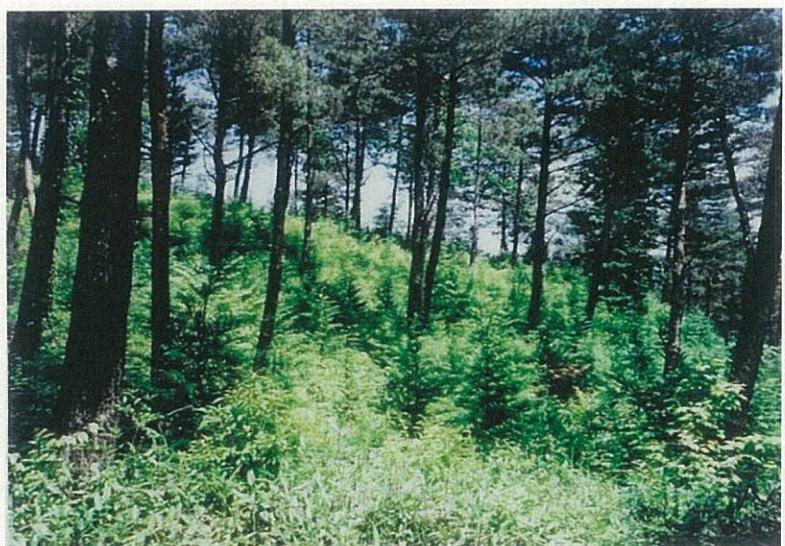
群状もしくは帯状に広葉樹等を残し、これらを活かしながら植栽木を育成することで、針広混交林を造成します。水源かん養機能をはじめとする森林の公益的機能が高度に発揮される、生物多様性に富んだ森林造成を推進しています。



(水源林特別対策事業)

② 複層林施業

上層木を残し、その下に植栽を行うことで、複数の樹冠層を構成する複層林を造成します。林地の裸地化を防ぐことで、水源かん養機能をはじめとする森林の公益的機能が高度に維持・発揮される森林造成を推進しています。



(水源複層林整備事業)

(3) 温暖化対策の推進

国は、京都議定書第1約束期間(2008年～2012年)における森林吸収目標1300万炭素トンの達成のため、平成19年度から24年度までの6年間に毎年55万haの間伐を実施することとしています。

センターの行う水源林造成事業は、水源林の造成、整備を通して地球温暖化対策に大きく貢献するものですが、必要な間伐等にも積極的に取り組んでおり、平成22年度には約2.5万haの間伐等を実施しました。



(間伐前)



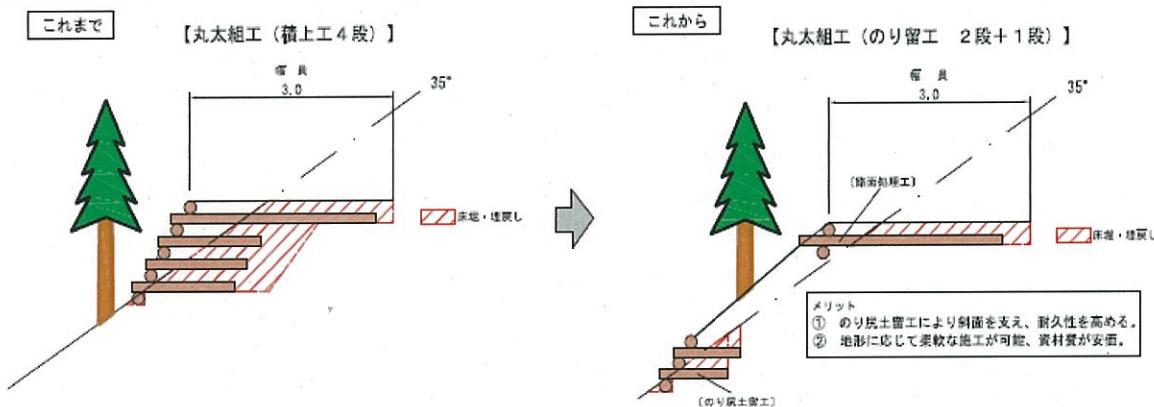
(間伐後)

(4) 森林の適切な整備や保全を行うための路網整備の推進

センターが実施する水源林造成事業においては、同事業の対象地が奥地の急傾斜地に位置していることが多いことから、造林作業能率の向上及び林業労働者の就労条件の改善等を図り、森林吸収源対策として間伐等の森林整備を高性能林業機械を活用して低成本で効率的に推進するため作業道を開設しています。

平成2年度からは、大阪府の指導林家であり「急傾斜地の路網マニュアル」の著者でもある大橋慶三郎氏と京都大学教授神崎康一氏が提唱された「無崩壊作業道・森林に優しい作業道」の丸太組工法技術を導入するとともにその技術の研鑽に努め、森林(自然環境)の保全にも配慮した「森林に優しい」作業道の開設に努めています。

① 丸太組工法の概要



丸太組工法は、切り土のり面を低く抑える一方で、谷側に張り出す盛り土部分を丸太組で補強することにより作業道自体が崩れにくく、立木を伐開する幅を抑制できるのですが、急傾斜地においても、路肩の補強が必要でない岩石の箇所や礫質のため、土がかみ合って締まりやすく、盛り土や根株の転圧により路体を安定することが可能な箇所では、丸太組工を設置しない場合があるなど、現地の状況に応じて弾力的に対応しているところです。

丸太組工法には、積上工とのり留工があります。センターでは、2つの工法を検討し、より崩れにくい作業道作設の取り組みとして図に示すように丸太を数段積み上げる積上工に替えて、平成22年度からのり留工を本格的に導入したところです。のり留工は、積上工に比べ、床掘・埋戻しに伴う土砂移動量が少なく済むとともに、盛土のり尻の下端に設置するのり留によって斜面を支えることから、道の耐久性と安全性を高めることができるメリットがあります。

② 丸太組工法による作業道の利点

丸太組工法による作業道は、a路体路面が安定強化するとともに、b切土を盛土の路体として有効に利用することから、切土量を少なくし、切取法面の高さを低くすることができます。c切取法面の高さが低いことから切取法面の崩落が少なく、維持管理費の軽減が図られます。d丸太組工により盛土法面勾配を急にできることや切取法面高が低くなることから作業道敷としての潰れ地が小さくなります。さらに、e現場発生材として支障木や間伐材を有効利用することができる、等の利点があります。



(丸太組工法による作業道)

③ 丸太組工法の検討会の開催

平成22年度は、引き続き丸太組工法による作業道の一層の普及・定着を図るため、各整備局ごとに造林者や林業関係者も含めた現地検討会を開催するとともに、センターにおいても丸太組工法技術の更なる研鑽に努めました。また、林野庁主催の作業道に関する研修会に参加するなど、最新の技術情報の収集等にも取り組んでいます。

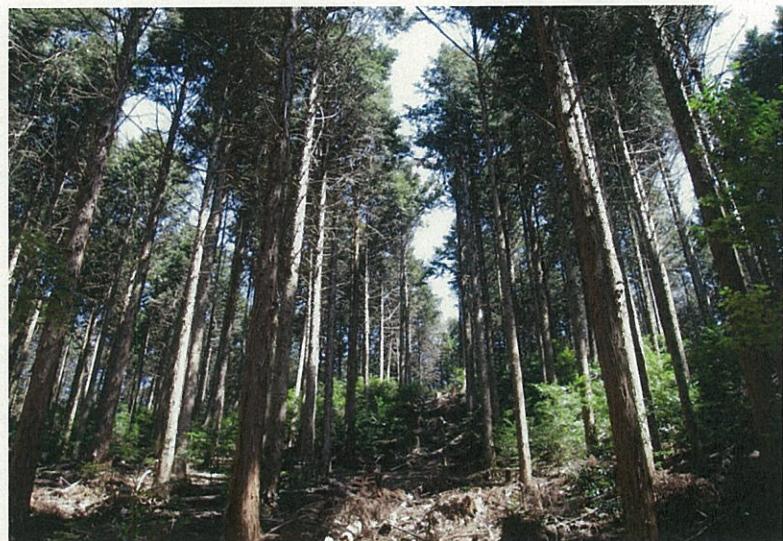


(現地検討会の開催)

(5)木材利用の推進

木材利用については、地球温暖化防止対策の一環として、炭素の固定・貯蔵等を促進する観点から、木材資源の有効利用を推進するため、利用間伐を推進するほか、作業道の開設にあたっては間伐材を活用した丸太組工法の採用に努めました。

利用間伐については、奥地の水源地域という地理的条件に加え、木材価格が依然として低迷を続けている中で、作業道の整備等により間伐木の搬出条件が向上した箇所において積極的に推進しました。具体的には、間伐木の販売情報を林業事業体や素材生産事業者等への提供や、列状間伐による効率的な搬出方法の取り組みなど、間伐木の販売に努めました。



(列状間伐の実施)

これらの取り組みの結果、平成22年度は2,733haの利用間伐を実施しました。

(参考)水源林造成事業においては、木材資源の有効活用を図る具体的な取り組みとして、利用間伐については、前中期目標期間(平成15~19年度)の実績(5.7千ha)以上の6千haを中期目標期間全体(平成20~22年度)で実施することとしています。

また、森林整備等を推進するために必要な作業道の開設に当たっては、急傾斜地において土地の形質の変更を最小限に止めるとともに、間伐材等の有効活用に資する工法である丸太組工法を積極的に採用しました。平成22年度は、急傾斜地に開設する作業道の全ての路線(274路線・196km)において丸太組工を施工しました。なお、使用した木材量(丸太量)は19千m³となり、約1万t·CO₂の固定が図られたと推定されます。



(参考)木材使用によるCO₂固定量の推定

$$\text{CO}_2\text{固定量} = \text{生材積} \times 0.314 \times 0.5 \times 44 / 12 = 10,923 \text{t} \cdot \text{CO}_2$$

注)全乾容積密度(スギ0.314g/cm³)は、「収穫試験地における主要造林木の全乾容積密度及び気乾密度の樹幹内変動」(2004年、藤原、山下、平川、独立行政法人森林総合研究所)による。

(6)周辺の森林と一体となった森林整備の推進

森林農地整備センターでは、センターが持っている技術を活かし、効率的な施業の提案・実施を通じて、水源林造成事業地周辺の森林も含めた一体的な路網整備や間伐等の推進に努めており、周辺の森林所有者等と路網整備や間伐等作業の共同化などに関する森林整備協定等の締結を積極的に推進しています。

平成22年度までに森林管理局、県、民間等との協定を27件延べ7,800ha締結しました。

森林整備協定等による森林整備の推進

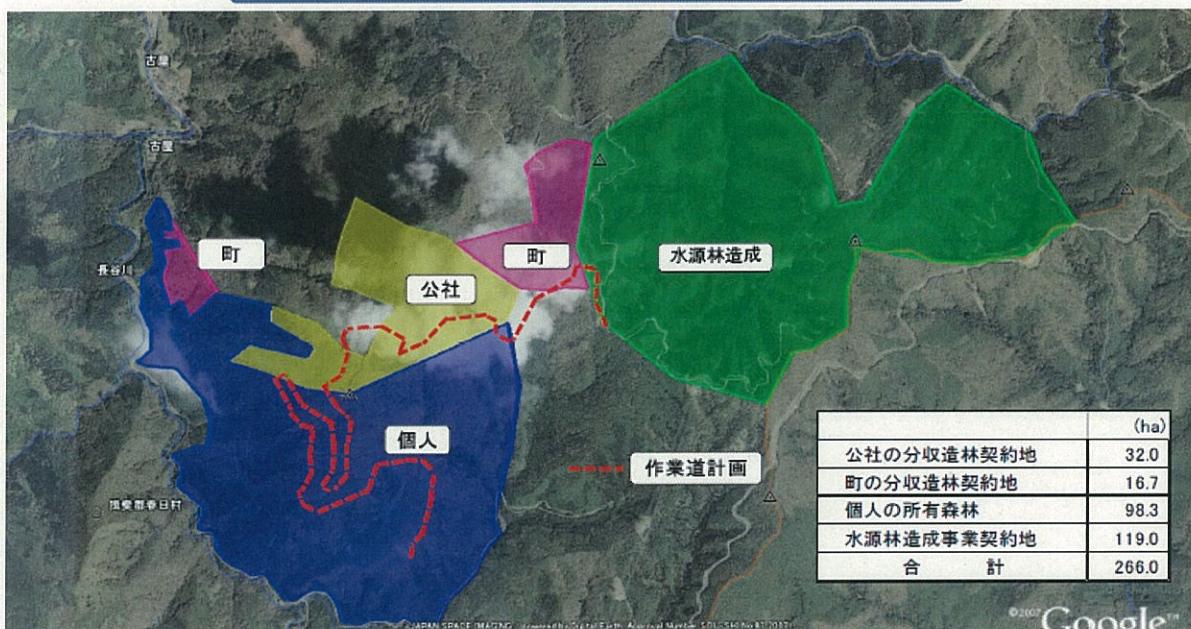
平成22年度末現在

道府県	名 称	締結年月日	締結者(セター以外)	備 考
北海道	積丹地域森林整備推進協定	平成20年11月20日	積丹町、石狩森林管理署	民 国
青森県	石浜尻高川地域森林整備推進協定	平成23年3月18日	青森森林管理署、(社)青い森農林振興公社、外ヶ浜町	民 国
秋田県	大館市長木地域森林整備推進協定	平成23年3月16日	米代東部森林管理署、大館北秋田森林組合	民 国
静岡県	ふじのくに静岡の森林・林業の再生に関する覚書(伊豆地域森林整備推進協定)	平成22年9月3日 (平成22年9月16日)	静岡県、闇東森林管理局	民 国
岐阜県	春日尾又・押又地域森林整備集約協定	平成22年12月15日	揖斐川町、岐阜県森林公社、揖斐郡森林組合	民 民
三重県	一ノ瀬地域森林整備推進協定	平成22年2月9日	三重県、度会町、一ノ瀬地域林業推進協議会、いせしま森林組合	民 民
京都府	由良川地域における森林共同施業団地の設定に関する協定	平成22年3月18日	京都府、(社)京都府森と緑の公社、京都大阪森林管理事務所	民 国
奈良県	野迫川村松原地区における森林共同施業団地の設定に関する協定	平成23年3月11日	野迫川村、野迫川村森林組合、奈良森林管理署	民 国
和歌山県	美山地域森林整備推進協定	平成22年1月21日	住友林業(株)、美山村森林組合、和歌山森林管理署	民 国
兵庫県	美しい森林づくりに関する覚書(宍粟市千種町三室地域美しい森林づくり推進協定)	平成21年9月20日 (平成21年12月24日)	兵庫県、近畿中国森林管理局	民 国、全2協定
鳥取県	小舟山地域森林整備推進協定	平成23年1月24日	鳥取森林管理署	民 国
島根県	森林整備に関する覚書(八川地域森林整備推進協定を同日付で締結)	平成19年5月18日	島根県、近畿中国森林管理局	民 国、全8協定
岡山県	森林整備の推進に関する覚書(新見市神郷高瀬地域森林整備推進協定を同日付で締結)	平成22年5月25日	岡山県、近畿中国森林管理局、おかやま森林整備公社	民 国
広島県	平見谷・鶴木山地域森林整備推進協定	平成22年7月5日	広島県、広島森林管理署、(財)広島県農林振興セタ-	民 国、全2協定
香川県	勝浦・太刀野地域森林整備の推進に関する協定	平成21年7月24日	香川森林管理事務所	民 国、全2協定
徳島県	菅生地域森林整備の推進に関する協定	平成21年6月29日	徳島森林管理署	民 国
熊本県	九州地域における森林整備の推進に関する覚書(五木地域森林整備推進協定を同日付で締結)	平成21年9月11日	日本製紙(株)、王子製紙(株)、王子木材緑化(株)、住友林業(株)、九州横井林業(株)、九州森林管理局	民 国

* 民国とは民国連携のこと、森林農地整備セターと地方自治体、森林組合、一般の造林会社などが、整備を行う民有林と、隣接する国有林とが協定して一つの施業団地をつくり、効率よく森林の整備を行うための連携です。民民とは、民民連携のこと、協定に国有林を含まない連携です。

揖斐川の団地の例

春日尾又・押又地域森林整備集約協定区域



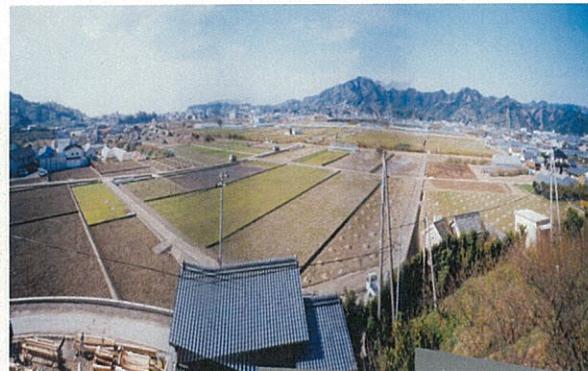
特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林及び農用地が混在する地域で、森林及び農用地を一体的に整備することにより農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、農林地の公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

また農用地総合整備事業は、農業生産基盤の整備を早急に図ることが必要な地域で、農用地の区画整理、暗渠排水、客土などの「面的整備事業」と農業用道路等の「線的整備事業」を一体として、短期間に総合的かつ集中的に実施するものです。事業の実施により、農業生産性の向上や農業構造の改善、農産物等の輸送の効率化等を期待しています。

整備された農地

(黒潮フルーツライン区域：和歌山県)



供用中の農業用道路

(南丹区域：京都府)



平成22年度に実施中の6区域は、次のような事業を実施しています。

事業名	区域	道府県	事業工期		事業内容												
			開始	～ 完了予定	区画整理	暗渠排水	客土	除草	農業用排水施設	ため池	林地転換	農林業用道路	水源林造成	分収育林	土層改良	農用地造成	農業用道路
特定中山間保全整備事業	南富良野	北海道	平成20	～ 平成24年度	○	○		○	○		○		○	○			
特定中山間保全整備事業	邑智西部	島根県	平成19	～ 平成25年度	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
農用地総合整備事業	下関伊北	岩手県	平成14	～ 平成22年度	○	○	○								○	○	
農用地総合整備事業	美濃東部	岐阜県	平成10	～ 平成24年度	○	○	○								○	○	
農用地総合整備事業	南丹	京都府	平成11	～ 平成22年度	○	○											○
農用地総合整備事業	黒潮フルーツライン	和歌山県	平成12	～ 平成22年度	○	○									○	○	

整備された農地
(下伊北区域:岩手県)



平成14年4月1日に「環境との調和に配慮すること」を位置づけた「土地改良法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、農業農村整備事業においては、有識者等と情報収集や意見交換を行うための「環境に係る情報協議会(以下、「環境情報協議会」という。)」^{※)}を設置するよう規定されました。これを受け、農業農村整備事業の一つに位置付けられている本事業においても「環境情報協議会」を設置し、環境調査・保全計画及びそれらの結果について、有識者等と情報収集や意見交換を行い、環境保全に努めています。

平成22年度には「環境情報協議会」を次表のとおり開催し、情報収集や意見交換を行いました。

環境情報協議会の開催日

	開催日	
	第1回	第2回
東北北海道整備局		
南富良野	9月 7日	2月 9日
下閉伊北	6月 8日	2月28日
近畿北陸整備局		
美濃東部	2月14日	—
南丹	12月 6日	—
黒潮フルーツライン	8月27日	—
邑智西部	2月 3日	—

※「環境に係る情報協議会」

「森林総合研究所森林農地整備センター営事業(特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業)の環境に係る情報協議会設置要領」を定め、「環境の保全」に配慮する事項に関して、その妥当性や客観性を確保するため、「環境に係る情報協議会」において、次の項目に関する情報収集や意見交換を行っています。

- ① 環境に係る調査方針、調査結果及び保全対策
- ② 当該年度に実施した保全対策及び次年度の保全対策の計画
- ③ 保全対策の有意性を検証するための手法

環境情報協議会
(南丹区域：京都府)



環境情報協議会による魚類生息調査
(南丹区域：京都府)



(1) 環境調査(保全対策を検討するための事前の環境調査)の実施

平成22年度は、南富良野区域、美濃東部区域及び邑智西部区域において、次のような環境調査を実施しました。

環境調査の一覧

調査対象	環境調査	実施区域
a 両生類	工事影響範囲内の両生類の保全対策を検討するため、目視観察などにより生息状況を調査する。	邑智西部
b 魚類	工事影響範囲内の魚類の保全対策を検討するため、採集による生息状況の確認調査を行う。	南富良野
c 昆虫類	工事影響範囲内の昆虫類の保全対策を検討するため、目視観察や採集による生息状況の確認、植生調査と組み合わせた生息環境の確認調査を行う。	美濃東部
d 植物	希少植物について、その保全対策を検討するため、工事施工前に現地調査を行い、生息状況を確認する。	南富良野
e 水質	工事中における土砂、汚濁水の河川への流入の有無を把握し、併せて工事における影響の有無を把握するため水質調査を行う。	南富良野

a.両生類調査
(邑智西部区域:島根県)



b.魚類調査
(南富良野区域:北海道)



c.昆虫類(幼虫)調査
(美濃東部区域:岐阜県)



d.植物調査
(南富良野区域:北海道)



e.水質調査
(南富良野区域:北海道)



(2) 環境保全対策の実施

平成22年度に各区域で実施した主な環境保全対策の内容は、次表のとおりです。

項目	目的等	環境保全対策の内容	実施区域
野生生物の保護	鳥類	低騒音・低排出ガス型機械の使用により鳥類の生息環境の保全に配慮した。	下閉伊北、黒潮フルーツライン、邑智西部
		繁殖期間中における工事での発破作業を自粛した。	黒潮フルーツライン、邑智西部
	両生類	排水溝や側溝に落ちた小動物が這い上がるようスロープを設置した。	美濃東部、邑智西部
		排水溝の底を土のままとして生物の生息・産卵等が可能となるような施設とした。	邑智西部
里地・里山の保全	土砂流出防止	沈砂池の設置等により河川等への土砂流出防止を図った。	南富良野、黒潮フルーツライン
	法面緑化	木本類を利用して早期に山林となるよう配慮した。	美濃東部、邑智西部
	住民への啓発	事業で保全した環境を地元住民に啓発するための看板を設置した。	下閉伊北

平成22年度に行った代表的な保全対策の事例を紹介します。

① 野生生物の保護

a 鳥類

希少鳥類の営巣・繁殖に影響を与えないように、特に繁殖期においては、生息地内への立入を禁止したり、作業の自粛や低騒音・低排出ガス型機械を使用するなどにより生息環境の保全に配慮しました。



工事中のモニタリング
(黒潮フルーツライン区域:和歌山県)

b 両生類

排水溝や側溝に落ちた小動物が這い上がるようスロープを設置したり、排水溝の底を土のままとして生物の生息・産卵等が可能となるような施設を設置しました。



脱出スロープ付き側溝
(邑智西部区域:島根県)

② 里地・里山の保全

a 土砂流出防止

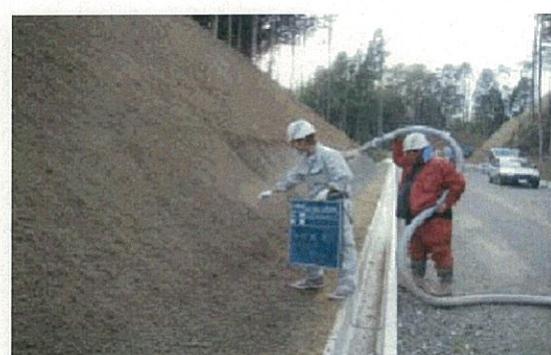
工事施工範囲外への土砂流出を防止するため、現場条件に合わせて、木材、ブルーシート、土のう等を材料として沈砂池等を設置しました。



沈砂池の設置
(南富良野区域:北海道)

b 法面緑化

工事前の鳥類、昆虫類の生息環境を再生するため、工事で発生した法面を早急に緑化するよう努めました。また、種に木本類を用いて早期に山林になるよう配慮しました。



法面の緑化
(美濃東部区域:岐阜県)

c 住民への啓発

地元住民に対する環境保全への意識啓発を図るため、自然環境に配慮した取り組み(チョウセンアカシジミ保護)に関する看板を設置しました。



生物に配慮した取り組みの看板
(下閉伊北区域:岩手県)

(3)保全対策のモニタリングと検証の実施

① モニタリング

平成22年度には、次のようなモニタリングを実施しました。

モニタリング実績(まとめ)

対象	モニタリング内容	実施区域
鳥類	工事施工場所付近の巣で繁殖活動が行われてないか確認を行った。	南富良野
	過年度に確認された巣について、繁殖状況及び生息状況の確認を行った。	下閉伊北、南丹、邑智西部
	過年度に確認された巣について、工事施工による影響を確認するとともに繁殖状況について調査を行った。	美濃東部、黒潮フルーツライン
両生類	過年度に設置した脱出パイプ、渡り橋の利用状況について確認調査を行った。	下閉伊北
魚類	過年度に移動した魚類について、生息状況の確認を行った。	南丹、黒潮フルーツライン
昆虫類	過年度に移動した昆虫類について、生息状況の確認を行った。	美濃東部
植物	過年度に移植した植物の生育状況及び生息地の条件変化について確認を行った。	下閉伊北
	過年度に移植した植物の生育状況について確認を行った。	美濃東部、黒潮フルーツライン

a 鳥類

黒潮フルーツライン区域では、農業用道路の施工箇所周辺に生息する鳥類（オオタ）の行動圏の状況、工事中の繁殖状況のモニタリングを行い、工事による影響が無いことを確認をしました。



オオタカ営巣木
〔写真上：中央部に営巣〕
〔写真左：営巣拡大〕
(黒潮フルーツライン区域:和歌山県)

b 両生類

下閉伊北区域では、区画整理や農業用道路の施工現場に両生類等の生き物が柵や側溝から脱出できる施設を設置しており、モニタリングによりその効果を確認しました。



両生類の利用状況調査
(下閉伊北区域:岩手県)

c 魚類

黒潮フルーツライン区域では、農業用道路建設に伴い移動した魚類(ナガレホトケドジョウ)の移動先での生息状況や繁殖状況等についてモニタリングを行いました。その結果、多数の個体数を確認するとともに繁殖も行われていました。



モニタリングを実施(魚類捕獲状況)
(黒潮フルーツライン区域:和歌山県)

d 昆虫類・植物

美濃東部区域では、ギフチョウの幼虫の食草であるヒメカンアオイの生息地の一部が工事によって消失することからヒメカンアオイの移植を行いました。移植後の生育状況やギフチョウによる食痕などを確認したところ、生育状況は良好であり、ギフチョウがヒメカンアオイに産卵している状況を確認しました。



ヒメカンアオイの移植地及び
ギフチョウ産卵状況
〔写真上:移植地周辺〕
〔写真左:ギフチョウ卵〕
(美濃東部区域:岐阜県)

(4)木材の使用

事業の実施に当たり、温室効果ガスである二酸化炭素の固定・貯蔵につながる地域の森林管理や整備を促進し、地域林業の活性化を図ることを目的に、森林で生産された小径材や間伐材等の木材の使用について、目標値を定め使用促進を図っています。

平成22年度は、転落防止柵、土砂流出防止柵及び土留等に木材を活用しました。農林道

の施工延長33.0km(農林業用道路で6.7km、農業用道路で26.3km)における木材使用量は292m³で、目標値の285m³を上回りました。

この木材利用の取り組みにより、168t·CO₂の固定が図られたと推定されます。

木材使用の目標値と実績値(平成22年度)

項目	目標	実績
木材の使用量(m ³)	285	292

(参考)目標値は、基準となる19年度の施工延長当たり換算での木材使用量($219\text{m}^3 \div 6.7\text{km} \times 15\text{m}^3/\text{km} + 26.3\text{km} \times 4.5\text{m}^3/\text{km}$)の1.3倍の285m³としている。

(5)資源の再利用

事業の実施に当たり、資源の有効利用・節減を図り環境保全に寄与することを目的に、建設副産物を材料とする再生アスファルト混合物及び舗装用再生骨材について、利用割合の目標値を決めて利用促進を図っています。

平成22年度に農林業用道路に使用した再生アスファルト混合物及び舗装用再生骨材の利用率はともに100%となり、目標であった70%以上の利用率を達成しました。

再生材利用率の目標値と実績(平成22年度)

項目	目標	実績
再生アスファルト混合物の利用率	70%以上	100%
舗装用再生骨材の利用率	70%以上	100%

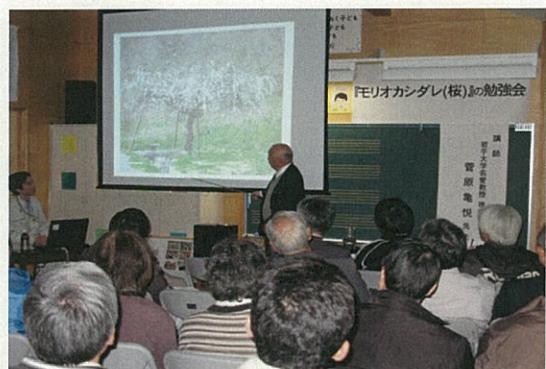
(6)環境学習会等の開催

① 環境学習会

各区域でも環境への意識を高めるために勉強会を開催しています。

例えば下閉伊北区域では、平成22年12月に「モリオカシダレ(桜)」について、岩手植物生態研究会会長を講師に招いて地元小学校で勉強会を開催しました。

勉強会には町、学校関係者、地元住民、事業所職員などが出発のなか、モリオカシダレの貴重性や保存に際しての注意点などの明があり、環境保全意識の向上に努めました。



環境勉強会
(下閉伊北区域:岩手県)

② 学会発表等

各区域で実施した環境調査、保全対策、モニタリング等について、農業農村工学会の講演会などで発表を行い、成果の広報に努めています。平成22年度の実績は次表のとおりです。

平成22年度 農業農村工学会への発表実績

発表先	発表等の内容
農業農村工学会 東北支部講演会	下閉伊北区域における環境配慮の取り組み
農業農村工学会 京都支部講演会	維持管理における環境モニタリングマニュアルの検討事例(黒潮フルーツライン区域)

③ 環境配慮の取り組みの配布

南丹区域では、事業完了にあたり、環境配慮の取り組みに関する実績をまとめたパンフレットを作成し、関係府市町村や地元住民などに配布しました。

環境配慮の取り組み
(南丹区域:京都府)



平成22年12月

独立行政法人森林総合研究所
森林農地整備センター

これらの成果を広く知らしめることで今後の地域における環境配慮対策への参考資料となることを期待しています。

④ 地域との連携

下閉伊北区域では、平成15年度に実施した環境調査において、道路計画地内に希少植物のサクラソウが発見されたことから、平成16年度に専門家の指導を受け、農業用道路の隣接地に移植を行い、現在も保全活動を継続しています。

平成22年度は、地元自治体と「サクラソウを守る会」とが共同で「第2回サクラソウまつり」を開催しましたが、それに先立ち田野畠村と50年近く交流のある早稲田大学「思惟の森の会」の学生と共に草刈りなどの環境整備をしました。



サクラソウ移植地の環境整備
(下閉伊北区域:岩手県)

林道保全管理業務

廃止となった緑資源幹線林道事業によって工事中であった林道で市町村への移管が完了していない箇所について、地方公共団体への移管を円滑に推進するために必要な、仕上げ工事及び災害復旧工事等の保全工事を平成20年から実施しています。

保全工事として実施した仕上げ工事及び災害復旧工事等の施工にあたっては、緑資源幹線林道事業で培われた環境保全技術を活用し周辺環境に配慮した工事実施に努めています。



【小動物脱出路の確保】スローフ付き側溝
(小田・池川線 小田・池川区間)



【景観の保全】茶色に塗装したガートレールの施工状況
(飯豊・檜枝岐線 一の木区間)

管理部門における取り組み

森林農地整備センターの管理部門では、法律に従い環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、調達目標値を100%と設定しました。平成22年度においては、推進に努めた結果、昨年度に引き続き、全ての品目について環境負荷低減に資する物品等の調達目標値を達成しました。

今後もグリーン購入法の趣旨を職員へ引き続き徹底し、環境物品等の調達に努めます。

(参考)

前年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文房具	オフィス 家具等	OA機器	照明	自動車 等	制服· 作業服	作業 手袋	役務	合計
調達率上昇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほぼ同等	7	64	8	11	2	2	1	1	4	100
調達率下降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	64	8	11	2	2	1	1	4	100

(1)紙類

21年度と比較可能な品目を含め、100%の調達率となりました。

(2)文具類

21年度と比較可能な品目を含め、100%の調達率となりました。

(3)オフィス家具等、OA機器、照明、自動車等、制服·作業服、作業手袋、役務

21年度と比較可能な品目を含め、100%の調達率となりました。

(1) 情報公開

事業の評価、センター主催の環境に係る有識者による協議会及び評価委員会の内容等については、センターのホームページ(<http://www.green.go.jp/index.html>)で公開しています。

(2) 地域に根ざした活動

森林農地整備センターが行う水源林造成事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業は各々の事業実施地域において重要な社会基盤整備事業であり、事業を円滑に実施するためには、事業関係者のみならず地域住民全体の十分な理解を得ることが極めて重要であると考えています。

このため、事業を展開する地域にとけ込み、「地域との共生」を目指し、そこに暮らす地域住民の方々との対話や不断のコミュニケーションを通じて、地域に根ざした様々な活動を展開しています。

以下に、本部及び各事務所における平成22年度の取り組み活動を写真と共にご紹介させていただきます。

① 森林の市

林野庁及び森林の市実行委員会主催の「森林の市」が、今年も「みどりの感謝祭」併催行事として、東京・日比谷公園にれの木広場・第2花壇にて平成22年5月8日(土)、9日(日)の両日に渡って盛大に行われました。

本祭典は地球温暖化防止に資する緑化運動を推進することを目的として、毎年「緑の月間」に開催されます。森林農地整備センター本部では、都市住民の方々に森林・林業(森林の持つ公益的機能等)に対する理解を深めて頂く絶好の機会として、毎年このイベントに積極的に参加しています。

今年も本イベントにおいて、ブースを設置し、事業内容の紹介やPRを行うとともに、これに関する様々な出展を実施しました。そのうち主なものは以下の通りです。

ア 森林GISシステムの紹介と併せてシステムのデモンストレーションを行いました。

森林GISシステムの
デモンストレーションの様子



イ 「松ぼっくり」を使った工作で、親子連れを中心に森の芸術家となって楽しんで頂きました。

松かさ工作の様子



ウ 宮川の水(自然水)の試飲では森林の持つ公益的機能や森林整備の役割について理解を深めて頂き、森林農地整備センター事業の重要性と効果についてPR活動に努めました。

このほかの出店もいずれも盛況で、センター事業のピーアール効果も上がり、併せて「地球温暖化防止に資する緑化運動を推進するとの目的」にも寄与しました。

② シンポジウムの開催について

平成22年10月30日(土)の午後、一般市民の方々に、水源林の果たしている水源かん養機能等の公益的機能やそのための森林づくりなどへの理解を深めていただくことを目的として、高知市内において、「清流四万十川の水源の森林づくりかけがえのない清流を守るためにー」と題したシンポジウムを開催しました。

四国森林管理局、梼原町、梼原町森林組合、四万十高等学校及びNGOよみがえれ四万十源流の会が共催し、高知県及び高知大学の後援を得るなど、産学官の参加の下地域一体となったシンポジウムとなり、四国各県や中国地方からの一般の方々を含め三百名程度の参加の中、盛大に開催することが出来ました。冒頭には、四万十川源流域の梼原町の町長から来賓挨拶をいただくとともに、昨年札幌で開催した水源林シンポジウムにおいて来賓祝辞をいただいた南富良野町長の御出席について司会から紹介もありました。

各発表後の質問も活発に行われ、発表者の四万十高校生5人からそれぞれ今後の抱負が話されるなど、発表者と来場者が一体となった活気のあるシンポジウムとなりしました。参加者に対するアンケート調査も実施し、その結果からは、参加者の森林、とりわけ水源の森林づくりに対する意識の高さや、水源林造成事業の継続及び鳥獣害問題などへの対処も含めた環境と調和した事業の展開に対する期待の高さが伺えました。

事業の説明をする森下所長



四万十高校生の発表の様子





組織の概要

現　況

(1)センター本部所在地

〒212-0014 川崎市幸区大宮町1310番ミューザ川崎セントラルタワー

(2)資本金の状況(特定地域整備等勘定及び水源林勘定)

資本金は、平成22年度末で666,995,245千円となっています。

(3)役員の状況（平成23年3月31日現在）

センター長（理事）町田 治之

理事（センター長を除く）1名

監事 1名

(4)職員の状況

平成23年3月31日現在の常勤職員数は、461名となっています。

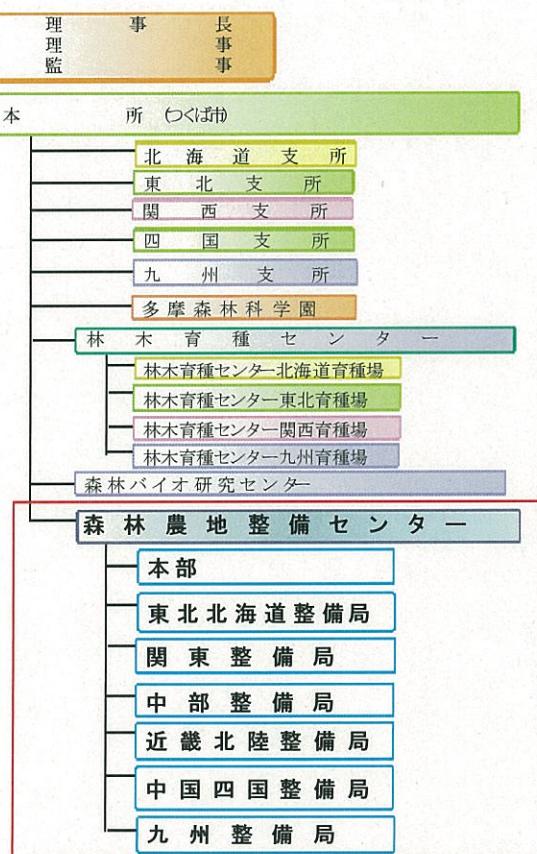
(5)設立の根拠となる法律名

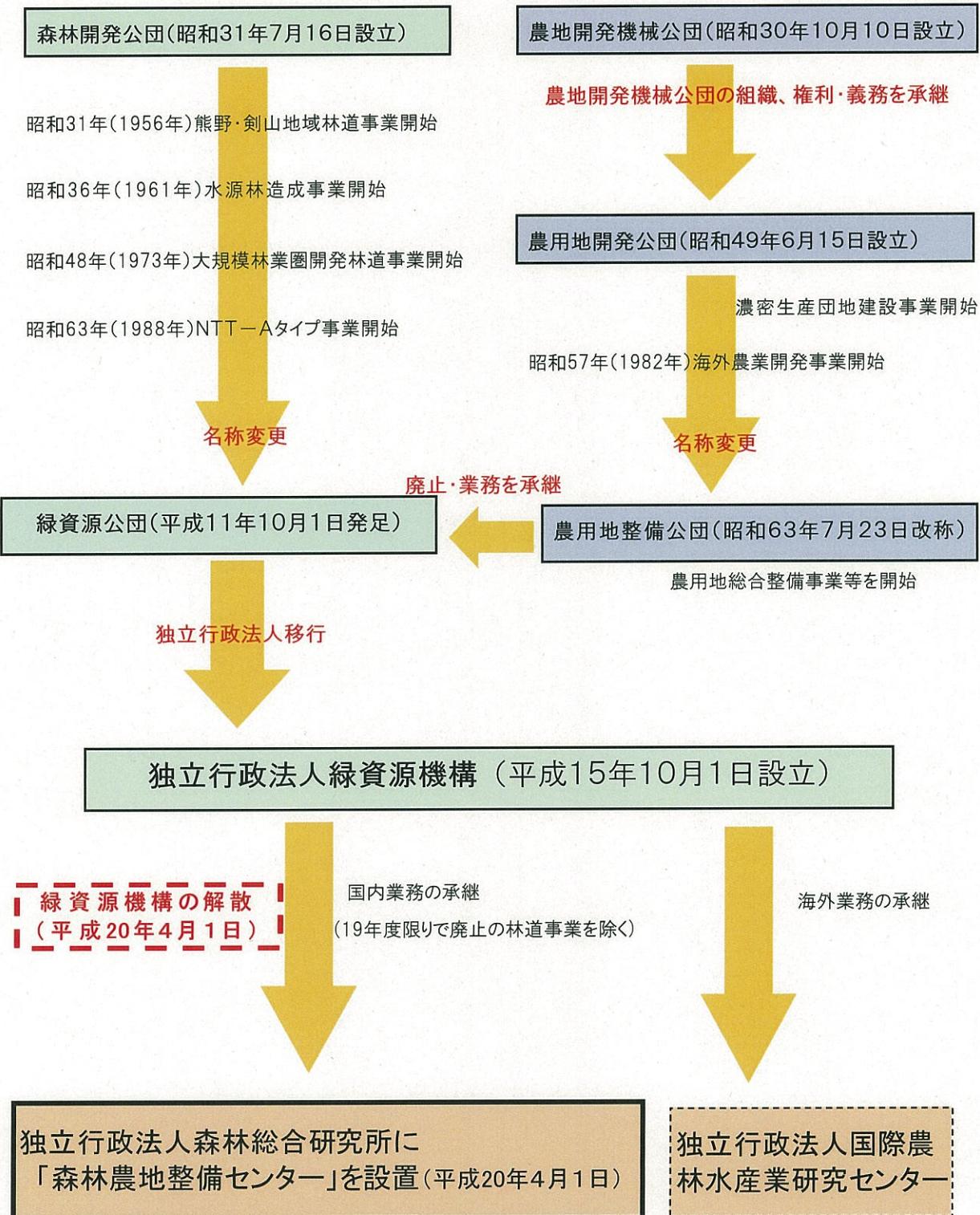
独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)

(6)主務大臣

農林水産大臣

(7)組織図





表紙の写真

高知県の四万十川は、水環境の保全状況が優良であることや、住民による保全活動が実施されていることから「名水百選」に選定されています。また、川と関わりのある人々の生活などその流域の特有の景観が「重要文化的景観」に選定されるなど、全国的にも注目を集める貴重な川です。

その四万十川に面する水源林造成地の主な樹種はスギ、ヒノキなどで、間伐等の適切な実施を通じ、多様な森林の整備を行い森林の持つ多面的機能を高度に維持・発揮させるよう努めています。適切に整備管理された水源林は水の安定的な供給に寄与するとともに、土砂の崩壊・流出の防止などに貢献しており、清流の保全と流域の住民の生活を支えています。

2011年9月発行

環境報告書（II）2011

編集・発行

独立行政法人 森林総合研究所

森林農地整備センター

〒212-0014

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

TEL:044-543-2503 FAX:044-533-7277
